

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 12月度)

- 1 日 時 令和6年12月2日(月)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時00分
- 2 場 所 氷見市役所A棟1階地域協働スペース2及び3
- 3 出席委員 14名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 10番 吉田 純夫
11番 森 久志 12番 高木 良治 13番 山本 善榮
14番 浮橋 勉 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 9番 川上 三郎
- 5 議 題 第1号議題 農地利用集積計画について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 松村 涼子
市長部局から
農林畜産課 主査 森川 浩延

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度12月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を両国委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農地利用集積計画について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える

第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について

であります。

また、報告事項として

報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)
について ……2件

であります。

□議長(会長) 本日は、川上委員の欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、上野委員、池田委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農用地利用集積計画につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 本件は、氷見市長より農用地利用集積計画について11月22日付けで諮問があり、本総会において審議し、決定結果を委員会から答申するものです。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用

集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積—— m^2 を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 現物支給の内容について

（事務局） 現物支給は入力誤りで、正しくは現物支給でなく、使用貸借であり訂正します。

……………発声なし……………

□議長（会長） 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題『農用地利用集積計画について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） それでは、第2号議題『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、ご説明いたします。農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は6件です。すべて所有権移転の設定となっています。

番号1番 ——地区です。

申請地は氷見市**——番

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が田、現況が畑です。

譲渡人 千葉県**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、無償契約で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、——㎡で、今回の申請農地——㎡を取得すると、合計——㎡となります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

申請地は、譲渡人が、千葉へ移住してから、譲受人が農地を管理しており、今後も譲渡人は、農地利用しないことから譲受者と話をし、無償贈与することで、永続的に農地利用してもらうことで合意したものです。現在、耕運機や農機具を所有しており野菜を作る計画です。

番号2番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番

申請面積は、——㎡、地目は登記が田、現況が田です。

譲渡人 千葉県**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、有償契約で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、——㎡で、今回の申請農地——㎡を取得することになります。

申請地は、田として耕作可能な状態です。

申請地は、譲受人が農地を管理しており、今後も譲渡人は、遠隔において農地利用しないことから譲受者と話をし、有償で、永続的に農地利用してもらうことで合意したものです。

番号3番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番

申請面積は、——㎡、地目は登記が畑、現況が畑です。

譲渡人 千葉県**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、——㎡で、今回の申請農地——㎡を取得することになります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

申請地は、譲渡人は今まで貸していた方が高齢で作業が出来なくなったため、近隣に住んでいる譲受人を紹介されたもので、今後も譲渡人は、遠隔において農地利用しないことから譲受者と話をし、有償で、永続的に農地利用してもらうことで合意したものです。

番号4番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番です。

申請面積は、——㎡、地目は登記が畑、現況が畑です。

譲渡人 山梨県**——番地（氏名〇〇）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名〇〇）へ

譲渡人の要望で、無償で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—m²で、今回の申請農地——m²を取得することになります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

申請地は、譲受人は住宅が震災被害を受けたため、譲渡人の宅地 及び建物を購入しました。譲渡人は住宅の後ろに農地があり、他者が出入りできない場所であることから申請地と一緒に購入してほしいとの要望です。

今後も譲渡人は、遠隔におり農地利用しないことから譲受者と話をし、有償で、永続的に農地利用してもらうことで合意したものです。譲受人家族は耕作経験があり、耕運機等を購入する予定である。

番号5番 ——地区です。

所在地番は、氷見市**——番です。

申請面積は、**m²、地目は登記が畑、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、交換（無償）で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、——m²で、今回の申請農地——m²を取得すると合計——m²となります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

譲受人は、申請地である○番（譲渡人所有）と○番（自己所有）は親の代である約40年前より耕作して耕作しているものですが、今般交換の手続きを進めるため3条申請を行うものです。

番号6番 ——地区です。

所在地番は、氷見市**——番です。

申請面積は、——m²、地目は登記が田、現況が畑です。

譲渡人 東京都**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、交換（無償）で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、——m²で、今回の申請農地——m²を取得すると合計——m²となります。

申請地は、畑として耕作できる状態です。

なお、経緯は5番と同じです

以上の6件であります。

引き続き許可基準について、説明させていただきます。

今回の案件7件は、①全部効率利用、②常時従事、これは原則、年間150日以上農業従事日数になります、③地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 農地交換時の経営状況面積一覧の記載内容の誤りの指摘について

（事務局） 正しく記載しなおします。

□議長（会長） 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 本件は、氷見市長より一月一日付けで諮問があり、本総会において審議し、答申するものです。

（事務局） 担当者（農業委員会併任職員）から説明
それでは、第3号議題、氷見農業振興地域整備計画の変更について、につきまして、説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為が出来ないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

今回、願出のあった除外は、1件です。

番号1、地区は――です。

願出者は、氷見市**――番地（***）

譲受人は、氷見市**――番地（***）

対象地は、氷見市**――番の一部、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は、――㎡です。除外後の用途は、製品倉庫敷、トラックヤード、

従業員駐車場です。

農用地区域でしかできない理由として、

購入した隣接敷地（工場敷地）は建ぺい率の関係から、施設の増設ができないこと、また製品配送車両用のトラックヤードや従業員の駐車場等を一体的に確保する必要があることから、申請地の除外手続きを行うものです。

・申請者夫婦は将来的に子供を持つことを望んでおりますが、共働きのため両親の協力が必須となることから、実家から半径 500m以内であり、また夫婦で高岡市で勤務していることから、能越自動車道を利用することも考え、氷見北インターから 300m以内となる第三種農地で検討を行いました。検討範囲内に希望の宅地および雑種地等がなく、農地は地区全域が農業振興区域内にあることから除外を行うものです。

・農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して 8 年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明と一委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 転用理由に係る「流通業務施設」の考え方について

（事務局） 当初、流通業者でないと適用できないと考えていましたが、県と相談した結果、「流通業務施設」とは、例えば、商品発送の目的でトラックヤードを設けることとして、申請できるとの見解がありました。

□議長（会長） なお、本件は第 1 号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか？

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第3号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。

報告第1号『農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について』事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、ご説明いたします。
非農地の判断の要件、目安を述べる。

今回の報告件数は、2件です。

番号1、地区は〇〇です。

申請人は

住所 氷見市〇〇**番地

氏名 〇〇 〇〇

目的は、農地から山林原野への地目変更登記申請です。

申請地はすべて〇〇地内です。

まず、小字〇〇**番外の2筆は登記地目は畑、現況は山林です

次に、小字〇〇**番は登記地目は畑、現況は山林です。

また、小字〇〇**番は、登記地目は畑、現況は宅地です。

次に小字〇〇**番外1筆で登記地目は畑、現況は山林です。

次に小字が〇〇**番は、登記地目畑、現況は原野です。

番号2、地区は〇〇です。

申請人は

住所 氷見市〇〇**番地

氏名 〇〇 〇〇

目的は、農地から原野への地目変更登記申請です。

申請地は〇〇地内です。

まず、小字〇〇**番で登記地目畑、現況は原野です。

月日に、事務局職員が1番、2番の申請農地を確認し、**

委員、**推進委員、**推進委員により現場写真、年代別国土地理院の写真等により実施し、非農地判断を行いました。申請農地は、いずれも違反転用の実態がない、氷見土改に確認したところ基盤整備の無い農地であり、20年以上経過し山林原野化しているものです。

この結果、すべて非農地であると判断したことから、**月**日付けで所有者に対し、非農地認定による通知書を発送いたしました。また、併せて関係機関である県、法務局及び市へ情報提供を行ったことを報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

（**委員） 現況を「宅地」とした判断について

（事務局） 畑として使用されず、長年の間に現況が山林となった事実があったため、その時点では「山林・原野」と考えられるが、その後、申請地周辺が宅地としての使用が進み、現在では、宅地に含まれると判断したため。

□議長（会長） ほかに、無いようでございますので、説明を了承いたします。

以上で本日の案件及び報告は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会12月度定例総会を終了します。

その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月2日

議 長

署名委員

署名委員